

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

美浦村長 中島 栄

市町村名 (市町村コード)	美浦村 (084425)	
地域名 (地域内農業集落名)	B 地区 (布佐)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第1回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の高齢化や後継者不足が深刻化している。
- ・耕作放棄地や遊休農地は増加傾向にあるため、農地の貸し手、借り手のマッチングが不可欠である。
- ・耕作者の平均年齢が高年齢化してきているため、担い手の耕作面積拡大には限界がある。また、農機具の導入、操作、ノウハウ等のハードルが高く新規参入や親からの承継が少ないため、農業者は減っている。
- ・水稻がメインの地区ではある。水稻以外に冬の作物も検討しているが、霜被害、ハウスへの設備投資等の問題があり広がっていない。
- ・そばの転作に取り組む人は多いが、近年は雨の多い時期の栽培のため生育不良が目立つ。
- ・イノシシ被害は減少傾向、アライグマの被害が拡大している。水稻では、カメムシ被害が多く地域全体で影響が出ないように対策が必要。
- ・天災については、水田のおかげで冠水等の被害が防げている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地中間管理事業を利用し、認定農業者、規模拡大意向の農業者、大規模経営体等の農地集積・集約を推進していく。さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。水稻を中心とし地域内の担い手にとらわれず、担い手が途切れないよう農業者、地権者どうしの関係構築を図る必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農用地にかかわる管理等については、耕作者だけでなく農地所有者が一体となって取り組む体制づくりを検討していく。 ・農用地にかかわる管理等については、耕作者だけでなく農地所有者が一体となって取り組む体制づくりを検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借については、農地中間管理事業を活用し、担い手への集積・集約を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について今後、検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者、規模拡大意向の農業者、大規模経営体等の能力強化と新規就農者の育成及び他地域の農業者の受入れや企業参入を促進し、農地の有効利用を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・防除作業（薬剤散布）は、水郷つくば農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ナガエツル・アライグマ・イノシシ等の被害拡大を防ぐため、対策や処理方法について農業者への情報共有を図っていく。

③農作業の省力化を目標とした、ドローンなどを活用した次世代型農業「スマート農業」の併用を図っていく。

④農業者への情報提供などを通じて、農産物の輸出を促進する。

⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。